

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第十四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「第三条第二号」の下に「（エに掲げる者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。